

# 子ども・子育て支援新制度がスタート！

子育てを社会全体で支える取り組みを進めるため、平成27年4月から「子ども・子育て新制度」が全国でスタートする予定です。



## ● 新制度では何が変わるの？ ●

子ども・子育て新制度では保育の必要性に応じた「認定制度」の導入や「認定こども園」、「小規模保育」など、新たな保育の場が増えるといった取り組みが開始されます。

## 知っておきたい施設のポイント

### 幼稚園（3～5歳）

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校です。

### 保育所（0～5歳）

就労などのため、家庭で保育のできない保護者に代わり保育を行う施設です。

### 認定こども園（0～5歳）

教育と保育を一体的に行う、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。（※市内に該当する事業所はありません）

### 地域型保育（0～2歳）

原則19人以下の少人数単位で、0～2歳の子どもを預かる事業です。（※市内に該当する事業所はありません）

### － 入園・入所の手続き －

平成27年度から、幼稚園や保育所への入園・入所の手続きの流れが少し変わります。新制度では、これまでの手続きに加え、子どもの年齢や教育・保育の必要性に応じた「支給認定」（右表）が必要になります。

※具体的な申請方法や申請期間など、詳しくは広報12月号に掲載予定です。

支給認定（新制度では、市が認定する3つの区分に応じて施設などの利用先が決まります。）

認定区分	利用できる施設	手続き
保育を必要としない3～5歳（1号認定）	幼稚園、認定こども園	園を通じて市に申請
保育を必要とする3～5歳（2号認定）	保育所、認定こども園	直接市に申請
保育を必要とする0～2歳（3号認定）	保育所、認定こども園	

※2・3号認定区分では、保護者の就労状況によって、更に「保育標準時間・最長11時間」か「保育短時間・最長8時間」に区分されます。

## ■ 潜在ニーズに合わせて計画・実施

現在、新制度の導入に向けて必要な事項を調査審議する機関「赤平市子ども・子育て会議」において、地域の子育て家庭の状況や子育て支援のニーズに合った事業を進めるため、事業計画の内容を検討しています。平成27年度からは、この計画に基づいた取り組みを実施していきます。

新制度に関する情報や「赤平市子ども・子育て会議」資料等は市ホームページ（分野別→くらし→子育て）、または社会福祉課でご覧いただけます。  
<http://www.city.akabira.hokkaido.jp/>

手続きや利用料金などはどう変わるのかな？



Q 1 利用手続きはどうなりますか？

A 1 新制度では、子どもの年齢や保護者の就労状況などに応じて、市の認定を受けることとなります。（※手続きの時期や流れはこれまでと大きく変わりません。）

Q 2 幼稚園・保育所の利用料金はどうなりますか？

A 2 保育料は、現行の負担水準や保護者の所得に応じ、国が今後定める基準を上限として、市が実際の状況に応じて定めることとなります。（※保護者の負担軽減に向けて現在検討中です。）

Q 3 幼稚園の利用を希望する場合も、保育の必要性の認定を受ける必要がありますか？

A 3 新制度では、幼稚園だけでなく施設を利用する保護者は、必ず3つの区分によるいずれかの認定を受ける必要があります。幼稚園を利用する場合は、「1号認定（教育標準時間認定）」を受けることになり幼稚園を通じて認定申請書を市へ提出します。（※赤平幼稚園の利用手続きについては従来どおり変更ありません。）

問合せ  
子ども未来・医療給付係  
☎32-2216

# 医療費適正化にご協力ください!

問合せ 医療保険係 ☎32-2214

現在、休日や夜間において、軽症の患者さんの救急医療への受診が増加し、緊急性の高い重症の患者さんの治療に支障をきたすケースが発生しており、そのことが病院勤務医の負担が過重となる原因のひとつにもなっています。

必要な人が安心して医療が受けられるようにするとともに、最終的に保険料や窓口負担として皆様にご負担いただく医療費を有効活用するため、医療機関・薬局を受診する際には、次のことに留意しましょう。

## ▶ 受診の際の留意点 ◀



1 休日・夜間の受診は控えましょう。



4 薬が余っているときは、医師や薬剤師に相談しましょう。



2 夜間・休日にお子さんの急な病気で心配になったら、まず、小児救急電話相談(#8000、19時から23時の間で利用可能)の利用をしましょう。



5 薬の飲み合わせには注意しましょう。



3 かかりつけ医をもち同じ病気で複数の医療機関を受診することは、控えましょう。



6 後発医薬品(ジェネリック医薬品)を活用しましょう。



7 一年に一度は特定健診を受診し、病気の早期発見・治療を心がけましょう。

## 「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます。 ～年末調整・確定申告まで大切に保管を!～

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成26年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(又は領収証書)を添付してください。

また、平成26年10月1日から12月31日までの間に、今年をはじめ国民年金保険料を納付された方へは、翌年の2月上旬に送付されます。

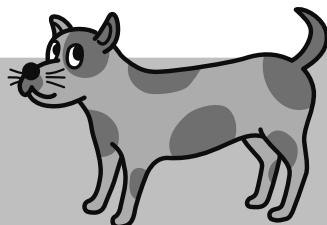
なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている番号にお問い合わせください。

### ～犬は登録が必要です!!～

犬を飼い始めたら、登録をしなければなりません。

一度登録したら、更新の必要はありません。飼い犬は毎年1回狂犬病予防注射を受けなければなりません!!



犬のフンは  
持帰ってね

### ～猫の飼い方についてひとこと～

猫は責任を持って飼いましょう。

飼主は猫の健康及び安全を保持するため、室内での飼養に努め繁殖することを防止するよう努めましょう。

騒音や悪臭など周辺的生活環境に注意しましょう。



問合せ  
環境交通係 ☎32-2214